

『住宅』における省エネ基準の変更の取扱いについて

2026年06月30日時点

この取扱いは、業務品質の維持・向上を図り、完了検査や各種お問い合わせに対し、適切かつスムーズに対応することを目的として定めております。

ただし、個別の物件や案件の特性により、本取扱いの適用が難しい場合は、その都度ご相談のうえ最適な対応を判断させていただきます。

なお、より良いサービスの提供に向けて、本取扱いの内容は今後の運用状況を踏まえ、適宜見直しや改善を行う場合がございます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 愛媛建築住宅センター

©2026 Ehime Kenchiku Jutaku Center Co., Ltd. All Rights Reserved.

目次

1. 用語の定義	3
2. 手続きについて	3
3. 完了検査申請の添付書類について	4
4. 軽微変更の概要	5
5. 各設備のフローチャート	
・外皮性能	1 4
・空調設備（ルームエアコン）	1 6
・換気設備	1 8
・給湯設備	2 0
・照明設備	2 3
・太陽光設備	2 5

1. 用語の定義

住 宅 : 『一戸建ての住宅』『長屋』『共同住宅』『寄宿舍』『下宿』があります。
 複合建築物 : 一つの棟に『住宅』と『非住宅（住宅以外）』の用途がある建築物のことを指します。
 複数用途建築物 : 一つの棟に『非住宅』の用途が複数ある建築物のことを指します。

軽微変更：標準計算の場合、ルートA・B・Cがあります。

- ・ルートA エネルギー消費性能を向上させる変更または当該性能に影響しないことが明らかな変更
- ・ルートB 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更
- ・ルートC 上記AまたはB以外で再計算によって基準適合が明らかな変更

計画変更：軽微変更に該当しない変更で下記のもの

- ・用途の変更（住宅→店舗など）
- ・外皮の検討方法の変更（仕様規定⇔標準計算）
- ・一次エネの検討方法の変更（仕様規定⇔標準計算）

2. 手 続 き

仕様が変更した場合の手続き方法（ルートA/B/C・計画変更）

No.	当初(建築確認申請時) 省エネの 手続き方法	軽微変更 ルート			省エネの 計画変更 (用途変更・ 計算方法変更)	変更後 省エネの 変更手続き方法
		A	B	C		
1	仕様基準	仕様変更			-	完了 軽微変更説明書(仕様基準)
2		仕様基準に 適合しない			-	省エネ適判申請 (新規 標準計算)
3	省エネ適判	○	○			完了 軽微変更説明書(標準計算)
4				○		省エネ適判 軽微変更該当証明申請
5		-	-	-	-	仕様基準へ変更 (新規 建築確認計画変更申請)
6					○	省エネ適判の計画変更申請
7	長期優良住宅	○	○			完了 軽微変更説明書(標準計算)
8		○				長期 軽微変更該当証明申請
9		○	○	○		長期 変更確認書申請 ※
10					○	長期 変更確認書申請 ※
11	設計性能評価	○	○			完了 軽微変更説明書(標準計算)
12		○	○	○		評価 変更設計住宅性能評価申請 ※
13					○	評価 変更設計住宅性能評価申請 ※

※長期・評価は省エネ適判の新規手続きでも対応可能

一戸建て住宅の 完了検査を受けられる方へ

2025年4月1日以降に着工する建築物で、**2階建て以上または200m²以上の建築物**は「建築特定行為」となり省エネ基準適合の対象となります。

建築確認申請時において、省エネ基準適合の確認方法は下記の通りとなります。

- ① 建築確認申請内において仕様規定（住宅のみ）の確認
- ② 省エネ適合性判定通知書を添付
- ③ 低炭素認定または性能向上認定の通知書を添付
- ④ 長期または住宅性能評価の評価書等を添付

いずれにおいても完了検査時に省エネ基準適合を検査する必要がありますが、現場検査当日に目視や書類検査を行うことは多大な時間を要します。また万一不整合があった場合には速やかに検査済証を交付することができません。速やかに検査を終え、検査済証を交付するために下記書類の準備にご協力ください。

なお、新2号に該当する建築物は、法第7条の6の規定により完了検査済証の交付を受けたあとでなければ、原則使用することはできませんのでご注意ください。

ご用意いただく
書類等



- 同意書(完了申請時)
- 省エネ基準工事監理報告書(完了申請時)
- 軽微変更説明書(完了申請時)
- **納品書、出荷証明書、納入仕様書等**
- 性能が確認できる**工事写真等**

※ 納品書等は完了検査時に提示いただいても構いませんが、事前提出される場合は2週間前までをお願いします。

チェック方法については
QRコードを
ご確認ください。



※ **省エネ基準以外**につきましては「**【重要】完了検査時に必要な書類**」をご確認いただき工事監理記録（工事写真等）の準備をお願いします。

※ **非住宅や共同住宅・長屋**につきましては、「完了検査時に省エネ適判の検査が必要な方へ」をご確認ください。

省エネ基準適合義務対象建築物に係る 完了検査の手引き

令和 7 年 4 月版

編集：日本建築行政会議

企画・発行：（一社）住宅性能評価・表示協会

編集協力：国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

第4章 軽微な変更説明書の確認

1. 軽微な変更の概要

第1章3.(1)に記載のとおり、「軽微な変更説明書」に記載された変更内容が、建築基準法施行規則第3条の2第1項に規定する軽微な変更該当することを確認する。具体的には、施行通知2.(2)④に記載のとおり、下記1)及び2)について確認を行うこととなる。

- 1) 建築基準法施行規則第3条の2第1項各号に規定する変更について、建築基準法令の規定に係る変更を伴わない、省エネ基準のみに係る変更であることを確認する。
- 2) 変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな変更について、省エネ計画書の変更内容に応じて、省エネ基準に適合することを証明した書類(表4-1)が添付されていることを確認する。

表4-1 変更内容に応じた証明書類

変更内容※			証明書類
建築物省エネ法施行規則第5条に規定する軽微な変更	技術的助言別紙1の1) (ルートA)	建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更	—
	技術的助言別紙1の2) (ルートB)	一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更	—
	技術的助言別紙1の3) (ルートC)	再計算によって基準適合が明らかな変更	軽微変更該当証明書
上記の軽微な変更に該当しない変更		上記に該当しない根本的な計画の変更	変更後の計画に係る適合判定通知書
※ 技術的助言別紙1とは、令和6年11月12日付け技術的助言(国住参建第2615号)別紙1をいう。			

なお、建築物省エネ法施行規則第5条では、省エネ計画の変更が不要となる軽微な変更を定めているが、具体的には技術的助言別紙1に記載するとおり、表4-1のルートAからルートCの3つのルートを設けており、それぞれのルートで確認の方法などが異なることとなる。

本章では、各ルートの軽微な変更説明書の確認のポイントを、建築物の用途に応じて記載を行う。なお、特定行政庁が規則で定める場合を除き、軽微な変更説明書には決められた様式が存在しないが、任意の様式として「建築物省エネ法による省エネ基準適合義務制度等に係る手続きマニュアル」等に記載された「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」などが使用されることを想定して確認のポイントを記載している。

また、住宅部分については、外皮性能及び一次エネルギー消費性能とも仕様基準等が用いられ、

省エネ適判が不要となる場合であっても、変更後に外皮性能と一次エネルギー消費性能のいずれかで標準計算を用いる際は新規の省エネ適判が必要となるなど、確認申請時及び変更時に用いる計算方法等により様々なケースが想定されるため、その取扱いを表 4-2 に整理した。

表 4-2 住宅部分の計算方法等の変更に応じた取扱い

用いた計算方法等 ^{※1}		取扱い	備考
確認申請時	変更後		
仕様基準等	仕様基準等	省エネ適判不要 ^{※2}	
仕様基準等	標準計算等	新規で省エネ適判が必要	
評価書等	評価書等	省エネ適判不要	変更内容に応じて、軽微な変更説明書又は変更後の評価書等の添付が必要
評価書等	標準計算等	新規で省エネ適判が必要	
標準計算等	仕様基準等	省エネ適判不要 ^{※2}	任意で再適判の取得も可能
標準計算等	標準計算等	変更内容に応じた取扱い	表 4-1 による
※1 仕様基準等とは、外皮・一次エネとも、仕様基準等とする場合。 標準計算等とは、外皮・一次エネのうち、いずれか又は両方とも標準計算とする場合。 評価書等とは、住宅品質確保法に基づく設計住宅性能評価書や長期使用構造等である旨の確認書、長期優良住宅普及促進法に基づく長期優良住宅認定通知書を活用する方法を用いる場合。 ※2 軽微な変更説明書により、変更内容を完了検査で確認する。			

(参考)

建築物省エネ法第 29 条第 1 項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定では、同条第 3 項により複数建築物の連携による計画の認定を行うことも可能となっている。当該認定において申請建築物からエネルギー供給を受ける他の建築物は省エネ適判の対象でもあるが、他の建築物の計画に変更が生じた場合、認定計画の変更(建築物省エネ法施行規則第 25 条の軽微な変更を除く。)が必要になり、その変更に係る変更認定通知書の交付を受けた場合、省エネ基準に適合し、かつ、誘導基準にも適合することの証になる。よって、他の建築物に係る変更手続きを合理的かつ円滑に進めるため、当該通知書を建築基準関係規定に適合することが明らかな書類として活用することもできる。

2. 住宅部分の軽微な変更説明書の確認

住宅部分では、外皮性能及び一次エネルギー消費性能について、省エネ適判を要しない仕様基準等あるいは評価書等を用いる方法と、省エネ適合性判定を要する標準計算（仕様基準・標準計算併用を含む。以下同じ。）を用いる方法の、いずれかを選べることとなっている。

前者の方法により、外皮性能及び一次エネルギー消費性能とも仕様基準等に適合させる場合、仕様基準等で定める仕様の範囲内で変更を行う場合は、省エネ適判を要しないが、仕様基準等では基準を満たさなくなる変更を行い、標準計算を行う場合は、表 4-2 で記載するとおり、完了検査申請を行う前に省エネ適判を受け、適合判定通知書の交付を受けることが必要となる。

仕様基準等を用いた場合の変更（仕様基準から誘導仕様基準への変更等含め、仕様基準等で定める基準内のものに限る。）については、建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書（住宅部分・仕様基準等）を確認する場合には、第一面（4）の軽微な変更の内容欄を確認した上で、第二面に記載された具体的な変更内容と添付図書の内容とを確認する。

(参考様式)

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る
軽微な変更説明書（住宅・仕様基準等）
（第一面）

2026年 ●月 ●日

●●確認検査機関 様

申請者氏名 省エネ 太郎

申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 住宅の名称	●●マンション新築工事
(2) 住宅の所在地	東京都千代田区●●1-1-1
(3) 確認済証交付年月日・番号	000-00-2025-0-0-00000
(4) 軽微な変更の内容	☒ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 ☐ 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更
(5) 備考	

図 4-1 省エネ軽微な変更説明書（住宅・仕様基準等）第一面の様式例

次に、省エネ適判を要する標準計算を用いた場合の軽微な変更の内容については、技術的助言別紙 1 で示されている。以下では、当該助言に示された軽微な変更に該当する建築物のエネルギー

一消費性能を向上等させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更（ルート A）、一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更（ルート B）、建築物のエネルギー消費性能に係る計算により建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（ルート C）のそれぞれについて、その概要を記載する。

1-1 ルートAの場合

標準計算を用いた場合のルート A に該当する軽微な変更は、外皮性能の向上（ U_A 、 η_{AC} が減少となる変更）や、設置する設備機器等の省エネ性能の向上など、建築物のエネルギー消費性能等を向上、あるいはエネルギー消費性能等に影響を及ぼさないことが明らかな変更が該当する。これらの変更について、省エネ計画書に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）を確認する場合には、第一面（4）の A 欄を確認した上で、第二面に記載された変更内容と添付図書の内容とを確認する。

(参考様式)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）
(第一面)

2026 年 ●月 ●日

●●確認検査機関 様

申請者氏名 省エネ 太郎

申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則第 5 条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 住宅の名称	●●マンション新築工事
(2) 住宅の所在地	東京都千代田区●●1-1-1
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	000-00-2025-0-0-00000
(4) 変更の内容	
☒ A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
(5) 備考	

図 4-2 省エネ軽微な変更説明書（住宅・標準計算）第一面の様式例

第二面以降では、具体的変更内容の詳細を確認することとなるが、その内容は以下に掲げる変更であることの確認となる。

1) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更として、次のイからニに該当する変更。

- イ 外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、又は開口部面積が増加しない変更
- ロ 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）
- ニ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

上記に係る概要及び具体的な事例としては、以下のようなケースが考えられる。ただし、いずれも省エネ基準への適合性に係る判断の例であり、建築基準法上の計画変更の可否は別途判断を行うことが必要となる。

イ 外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更は、外皮面積の変更を伴わない範囲において軽微な変更としている。例えば、施工する断熱材の熱抵抗値が増加すれば（熱伝導率の減少や厚さの増加。）、当該部位の熱貫流率や日射熱取得率は必ず減少すると判断することが可能である。なお、開口部に関しては、開口部仕様の変更が無ければ、単純な開口部面積の減少については軽微な変更となる。

上記以外にも、各部位あるいは断熱補強などの断熱材種別の変更（熱伝導率や厚さが変わらない（熱抵抗値が変わらない。）、断熱材種別のみの変更に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能に影響しないことが明らかな変更となる。

ロ 一次エネルギー消費性能に係る標準計算で使用することが可能となっている項目の「通風の利用」、「蓄熱の利用」及び「床下空間を経由して外気を導入する換気方式」については、エネルギー消費性能の向上が見込める内容であるため、完了検査段階で新たに当該項目を利用する変更がなされていたとしても軽微な変更として取り扱って差し支えない。

ハ 省エネ計画書に使用機器の型番等が記載されていた場合、工事期間中に機器のモデルチェンジ等が行われ、型番等が変更されるケースが往々にしてある。その場合、従前の機器から省エネ性能が向上していることが確認できれば、軽微な変更として取り扱うことで差し支えない。例えば、ガス給湯器であれば、単純にエネルギー消費効率あるいはモード熱効率の値が向上した場合などが該当する。また、照明器具の人感センサーの設置など、省エネ性能の向上に資する制御等の変更も、軽微な変更に該当することとなる。

ニ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設とは、省エネ計画書に記載の無かった太陽光発電設備の設置、あるいは当該設備のシステム容量の増加などが該当する。

1-2 ルートBの場合

標準計算を用いた場合のルート B に該当する軽微な変更は、一定以上のエネルギー消費性能を有する（変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し 10%以上少ない）建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更が該当する。省エネ計画書に係る軽微な変更説明書を確認する場合には、第一面（4）の B 欄を確認した上で、第三面に記載された変更内容と添付図書の内容を確認する。

2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更。

変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し 10%以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更が該当する。

次のイ又はロの変更が該当する（イとロの変更を同時に行う場合を除く）。

イ 床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ 10%を超えない増減。

床面積に関しては、一次エネルギー消費量の計算上必要となる主たる居室、その他の居室又は非居室について、それぞれ 10%を超えない範囲内での増減は、軽微な変更として取り扱うことで差し支えない。例えば、住宅の間取り等が若干変更されていたとしても、当該範囲内に収まる変更であれば軽微な変更として取り扱う。

ただし、これは省エネ基準への適合性に係る判断であり、建築基準法上の計画変更の可否は別途判断を行うことが必要となる。

次に、外皮に関する変更は以下の（イ）から（ニ）のいずれかと定めているが、同時に複数の項目で変更を行うことは出来ないため注意する必要がある。

ロ 外皮

外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の 0.9 倍以下の場合に、次の（イ）から（ニ）のいずれか（同時に二以上の変更を行う場合を除く。）に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

（イ）開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更

（ロ）変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の開口部の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更

（ハ）変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更

（ニ）基礎断熱の基礎形状等の変更

次にロでは、確認申請段階で外皮基準値に対し 10%以上の余裕を持って適合している場合、一定の外皮性能に影響が及ぶと考えられる以下の計画変更についても、軽微な変更として取り扱うことを定めている。ただし、いずれも省エネ基準への適合性に係る判断の例であり、建築基準法上の計画変更の可否は別途判断を行うことが必要となる。

（イ）では、開口部仕様の変更を伴わない、外皮面積の 1/200 以下となる開口部面積の増加を許容している。

（ロ）では、変更対象となる開口部面積が外皮面積の 1/200 以下となる場合、当該開口部の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更や、ひさし等の日射遮蔽部材をなくす変更を許容している。例えば、便所などに設けた小さな窓（1/200 以下。複数存する場合はその合計面積が 1/200 以下とする。）について、複層ガラスを単層ガラス変更することも許容される。

（ハ）では、外皮面積の合計の 1/100 以下の変更であれば、当該外皮（開口部以外とする。）の断熱性能が低下することを許容している。例えば、玄関ポーチ前の外気に接する床となる小さなオーバーハング部分（1/100 以下。複数存する場合はその合計面積が 1/100 以下とする。）について、設置する断熱材の厚さを薄くすることも許容される。

ただし、ここでは断熱性能の低下を許容しているだけであり、断熱性能をなくす（設置予定の断熱材を設置しないなど。）ことまでは許容していないため、合理的な範囲内で設計図書どおりに断熱施工することが望ましいと考えられる。

（ニ）では、基礎断熱を採用する住宅（部分的に基礎断熱を採用する住宅も含む。）について、対象となる基礎の形状等を変更しても軽微な変更として取り扱うことを記載している。

1-3 ルートCの場合

標準計算を用いた場合のルート C に該当する軽微な変更は、ルート A 又はルート B に該当せず、外皮性能及び建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、省エネ基準に適合することが明らかな変更（下記囲みのイからハに該当する変更を除く。）が該当する。

3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、省エネ基準に適合することが明らかな変更

次のイからハのいずれかに該当する変更を除く。

イ 建築物の用途の変更

ロ 基準省令第1条第1項第2号イの基準を適用する場合における同号イ（1）の基準から（2）の基準への変更又は（2）の基準から（1）の基準への変更

ハ 基準省令第1条第1項第2号ロの基準を適用する場合における同号ロ（1）の基準から（2）の基準への変更又は（2）の基準から（1）の基準への変更

上記において、具体的なルート C に該当しない変更とは以下のとおりである。

イ 建築物の用途の変更とは、住宅から店舗など異なる用途に変更する場合

ロ 外皮性能に係る計算方法の変更として、標準計算から仕様基準または仕様基準から標準計算に変更する場合

ハ 一次エネルギー消費性能に係る計算方法の変更として、標準計算から仕様基準または仕様基準から標準計算に変更する場合

省エネ計画書に係る軽微な変更説明書を確認する場合には、第一面（4）の C 欄を確認した上で、所管行政庁又は登録省エネ判定機関が交付する「軽微変更該当証明書」により、変更後の計画が省エネ基準に適合することが明らかな変更であることを確認する。

(1) 建築物の名称	●●マンション新築工事
(2) 建築物の所在地	東京都千代田区●●1-1-1
(3) 省エネ適合性判定等年月日・番号	000-00-2025-0-0-00000
(4) 変更の内容	☐ A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☒ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）
(5) 備考	軽微変更該当証明書（令和8年●月●日取得）を別紙として添付

図 4-3 省エネ軽微な変更説明書第一面の記載例（ルート C）

外皮1/2

外皮仕様規定

設計図書

【断熱材の熱抵抗R または 熱貫流率U】
【開口部の熱貫流率U】

注) 熱抵抗値と熱貫流率
の規準を混同して使用する
ことはできない

現場検査時

変更あり (材種や厚さ・構成の変更)

NO

YES

◆向上する

- ・ R値が大きくなる
- ・ U値が小さくなる
- ・ η 値が小さくなる

◆低下する

- ・ R値が小さくなる
- ・ U値が大きくなる
- ・ η 値が大きくなる

性能向上
(手数料不要)

仕様規定の範囲内
(手数料不要)

仕様規定の範囲外
省エネ適判申請が
必要

省エネ適判
適合通知書の
添付

処理方法

適 合

外皮2/2	外皮性能規定（標準計算）
-------	--------------

外皮2/2	外皮性能規定（標準計算）
-------	--------------



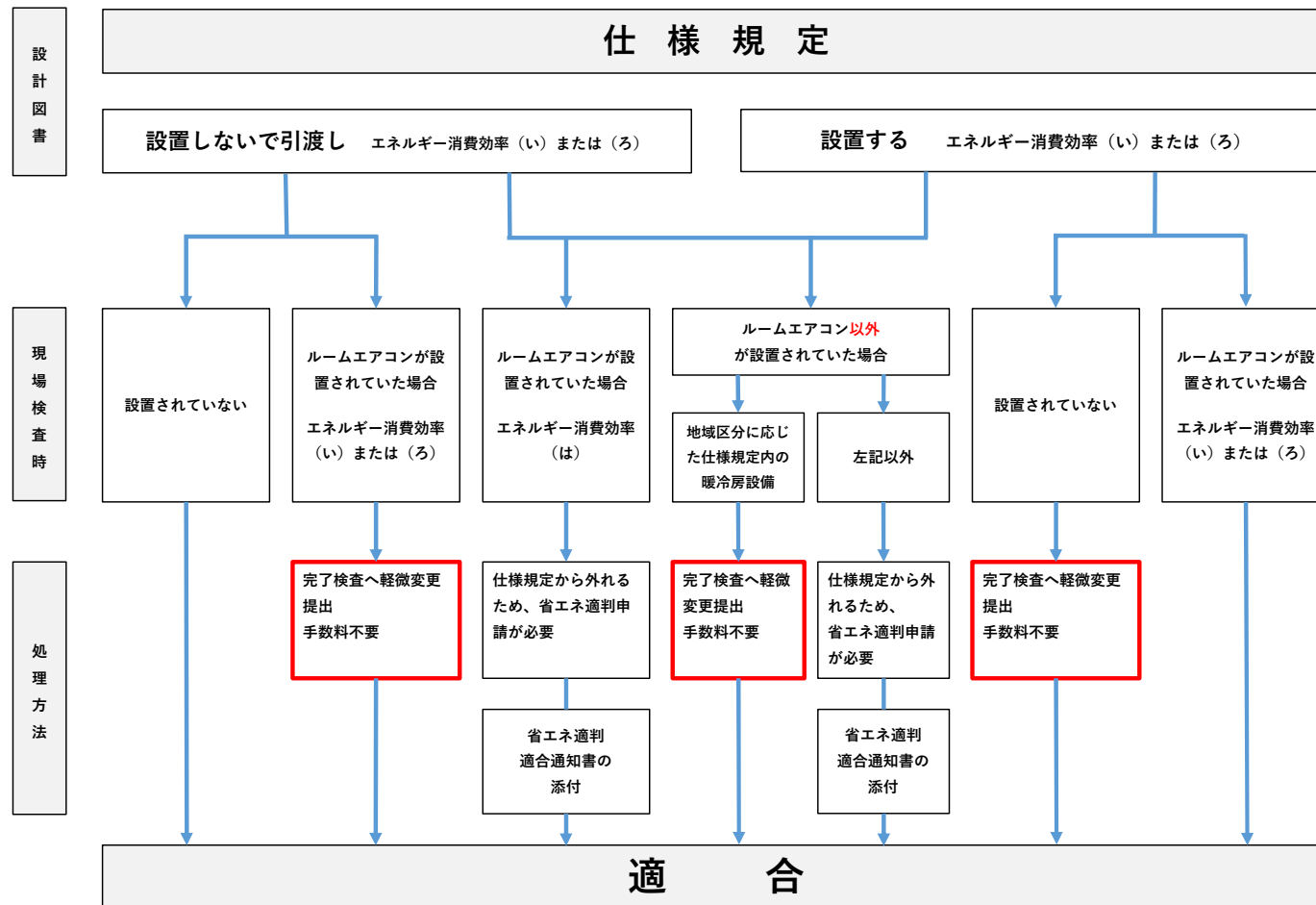
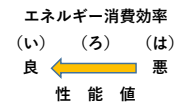
外壁(1) 在来組工法 アクアフォームNE0 t=85				
各部位ごと。 開口部の U値も含む	部位区分		断熱部 (一般部)	熱橋部
	面積比率(a)		0.830	0.17
	λ	d	D/λ (mK/W)	
室内側表面熱伝達抵抗Rsi			0.110	0.11
窓付仕切りカマシ断熱材 A種 1 (NED)	0.0210	85.0	0.047	-
EX:バィパー	0.2100	9.5	0.045	0.04
天然木材	0.1200	85.0	-	0.70
外気側表面熱伝達抵抗Rse			0.110	0.11
熱貫流抵抗	$K = \Sigma (D/\lambda)$	[mK/W]	4.312	0.97
熱貫流率	$U = 1/\Sigma R$	[W/m ² K]	0.232	1.02
平均熱貫流率	$U = \Sigma (a \times U)$	[W/m ² K]	0.236	-

7 値計算表 開口部〔窓〕(暖房期)														
階	部位名	方位係数	寸法 [m]		面積 [㎡]	仕 様	付属 部材	日射熱 取得率 η	補正 係数	日射熱取得量 [W/K]				
		γ	幅	高	A				γ _補	Q _{日射熱}				
2	G南東-2	0.833	1.650	0.900	1.485	LowE複層	なし	0.290	0.510	0.183				
1	G南東-1		2.560	2.000	5.120					0.631				
2	G南西-6		0.740	0.700	0.518					0.058				
2	G南西-5		0.740	0.700	0.518					0.058				
2	G南西-4		0.740	0.700	0.518					0.058				
2	G南西-3	0.740	0.700	0.518	0.058									
1	G南西-2	0.365	0.500	0.183	0.021									
2	G南西-1	1.650	0.300	0.495	0.056									
2	G北東-1	0.325	0.960	0.930	0.893					LowE複層	なし	0.320		0.043
2	G北西-5		0.680	0.500	0.300									0.014
2	G北西-4		0.680	0.500	0.300	0.014								
1	G北西-3	1.650	0.300	0.495	0.023									
1	G北西-2	0.365	2.000	0.730	0.034									
1	G北西-1	0.640	2.000	1.280	0.066									
			窓 面積小計		13.353	窓 日射熱取得量小計		1.311						

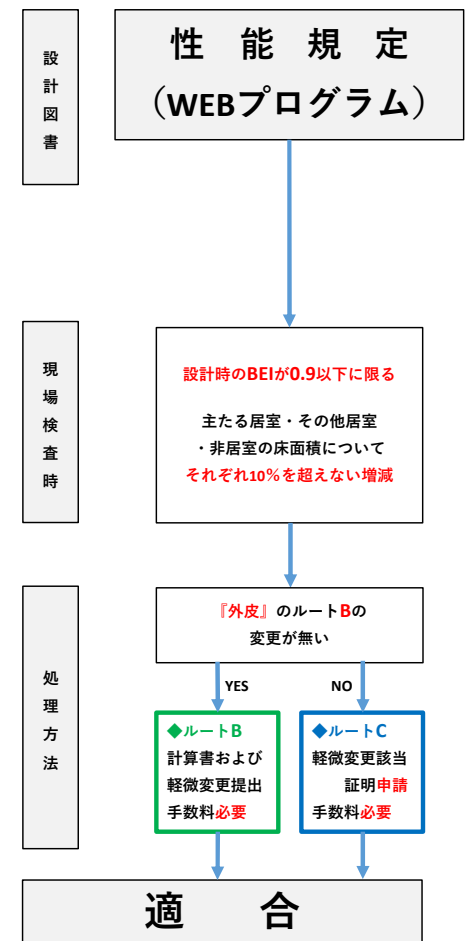
		基準値	10%削減
Ua値	4地域	0.75	0.68
	5～7地域	0.87	0.78
η 値	4地域	基準なし	
	5地域	3.0	2.70
	6地域	2.8	2.52
	7地域	2.7	2.43

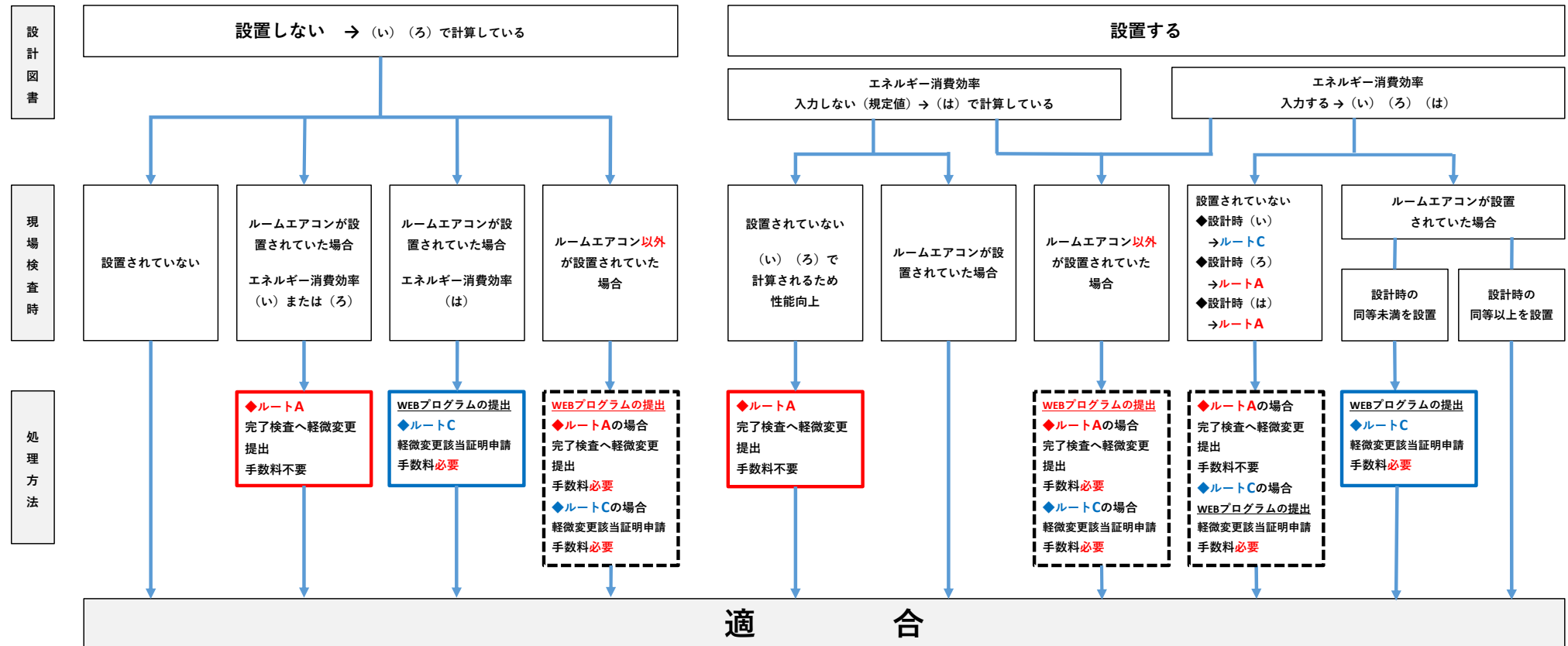
空調 1/2

空調設備 ルームエアコン編



注) ルームエアコンが設計図書の通りであったとしても、別途 **床暖房** などが設置されている場合もあるので注意が必要です。





注1) ルームエアコンが設計図書の通りであったとしても、別途 **床暖房** などが設置されている場合もあるので注意が必要です。

注2) 設計時にルームエアコン **以外** で評価をしており、検査時に設計時以外の機器が設置されていた場合は、WEBプログラムの計算書の提出を求め、
暖房および冷房設備の **設計一次エネの数値が、設計時より低下 (向上) をしていればルートAとし、増加をしていればルートCと判定をしてください。**
この場合の **ルートAは手数料が必要** となります。

注3) 暖房機器が複数ある場合の優先順位

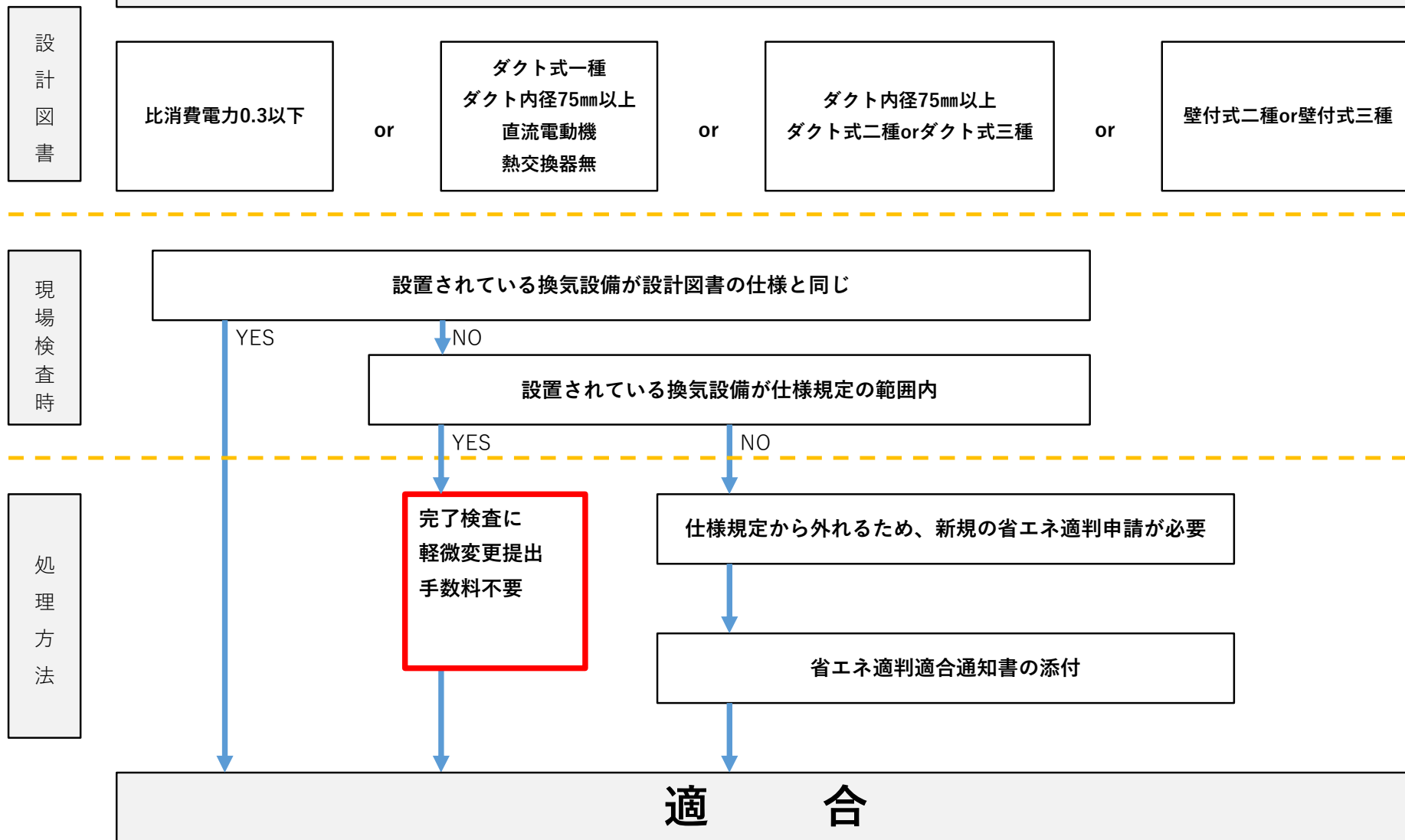
1位から、ペレットストーブ ← 電気蓄熱暖房器 ← 電気ヒーター床暖房 ← ファンコンベクター ← ルームエアコン付き温水床暖房 ← 温水床暖房 ← FF暖房機 ← パネルラジエーター ← ルームエアコン

※ 薪ストーブはその他の熱源機で評価

換気 1/2

換気設備

仕様規定



性能規定 (WEBプログラム)

・ダクト式：1 mを超えるダクトに接続する換気設備

設計図書

【換氣方式】

ダクト式1種換気

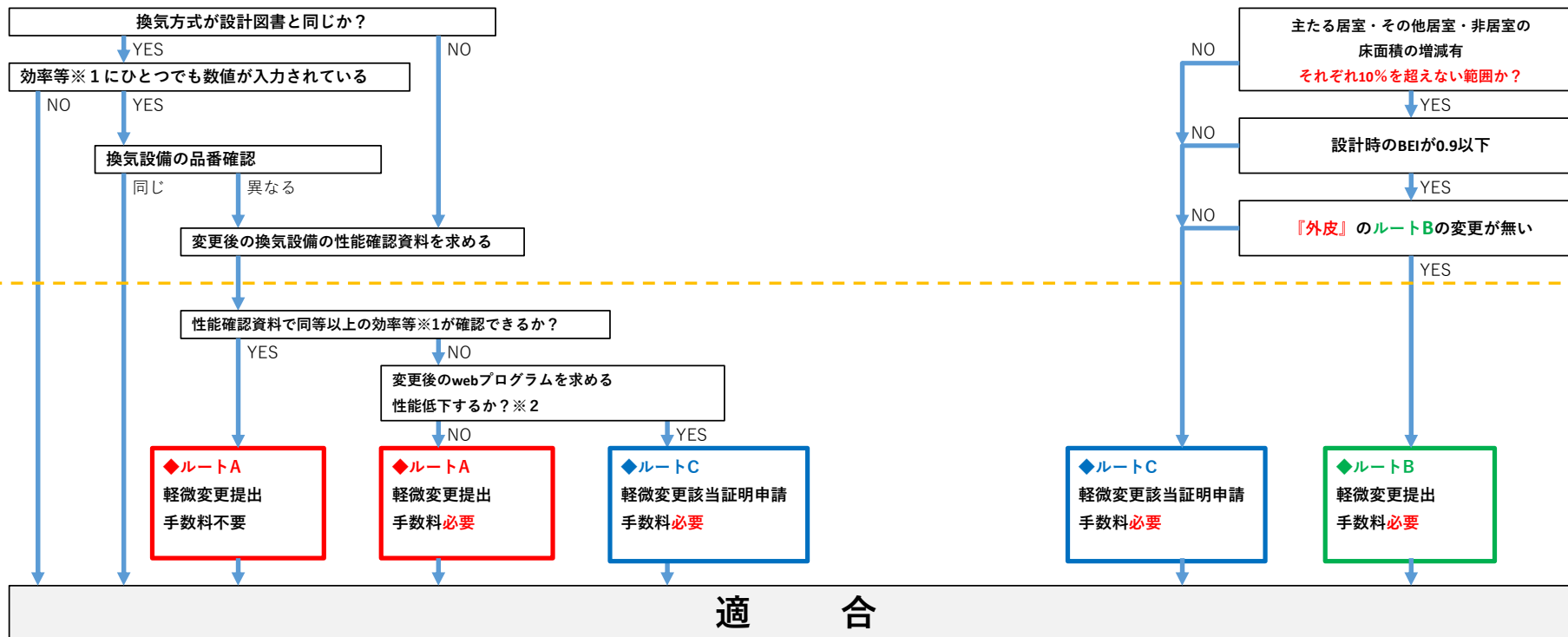
壁付け式 1 種換気

ダクト式3種換気

壁付け式 3 種換気

現場検査時

处理方法



(2) 換気仕様

設備項目	設備の仕様
D.換気	ダクト式第一種換気設備 比消費電力:0.30 W/(㎡/h) 換気回数:0.5回/h 第一種換気設備の有効換気量率:1.00
E.熱交換	温度交換効率:40% 給気と排気の比率による温度交換効率の補正係数:0.9 排気過多時における住宅外皮経由の漏気による温度交換効率の補正係数:1

(5)地域の区分/年間の日射地域区分	6地域	*****
(6)一次エネルギー消費量(1戸当り)		設計一次[MJ] 基準一次[MJ]
	暖房設備	13012 1338
	冷房設備	6036 563
	換気設備	4583 454
	給湯設備	23892 2509
※2 性能低下		5212 1076
webプログラム 換気設備 設計一次[MJ]		21241 2124
の値が増加している場合	太陽発電(PV)	--
	コージェネレーション設備(CGS)	--
	売電量に係る控除量*1	--

給湯設備

仕 様 規 定

設
計
図
書

地域区分4

石油給湯器 モード熱効率81.3%以上

ガス給湯器 モード熱効率83.7%以上

電気ヒートポンプ給湯器 年間給湯保温効率2.9以上

or

地域区分5・6・7

石油給湯器 モード熱効率77.8%以上

ガス給湯器 モード熱効率78.2%以上

電気ヒートポンプ給湯器 (年間給湯保温効率は問わない)

現
場
検
査
時

設置されている給湯設備が設計図書の仕様通りである

YES

NO

設置されている給湯設備が仕様規定の範囲内である

YES

NO

処
理
方
法

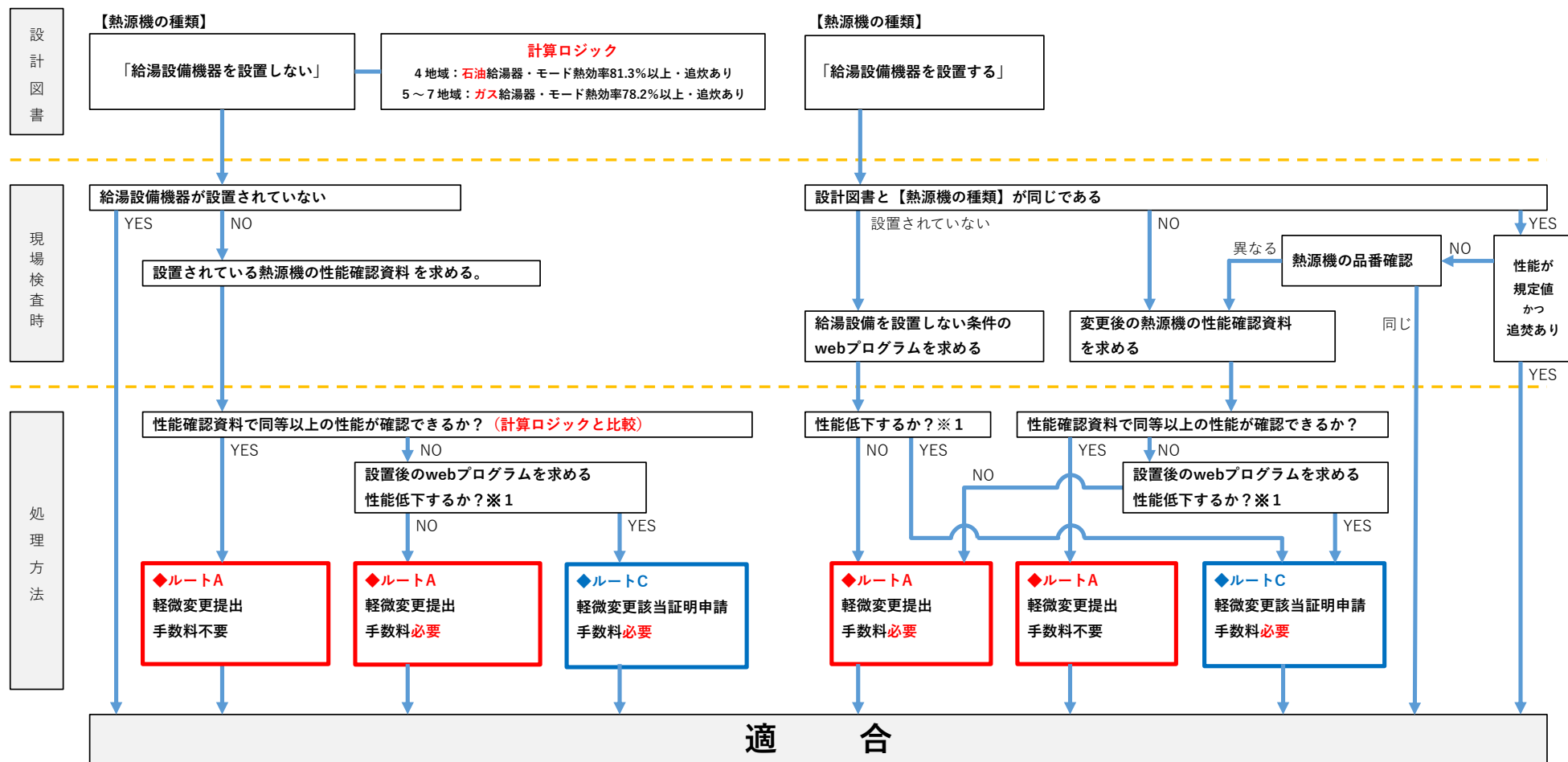
完了検査に
軽微変更提出
手数料不要

仕様規定から外れるため、新規の省エネ適判申請が必要

省エネ適判適合通知書の添付

適 合

性能規定 (WEBプログラム)



給湯設備において、ルートBを判定する部分は有りません。

このフローについては給湯熱源機のみとなっており、配管方式・節湯機器・高断熱浴槽について別途判定が必要（次ページ下部）

性能規定 (WEBプログラム)

※1 性能低下

webプログラム 給湯設備 設計一次[MJ]
の値が増加している場合

(5)地域の区分/年間の日射地域区分	6地域		
(6)一次エネルギー消費量(1戸当り)	設計一次[MJ]		基準一次[MJ]
暖房設備	13012		13383
冷房設備	6036		5634
換気設備	4583		4542
給湯設備	23892		25091
照明設備	5212		10763
その他の設備	21241		21241
発電設備の発電量	太陽光発電(PV)	--	--
のうち自家消費分	コージェネレーション設備(CGS)	--	--
コージェネレーション設備の売電に係る控除量 *1	--	--	--

熱源機の性能を確認する部分について

(3) 給湯仕様

設備項目	設備の仕様
F.給湯設備	給湯設備・浴室等の有無 熱源機
	給湯設備がある(浴室等がある) 熱源機の種類: 電気ヒートポンプ給湯機(CO2の) 電気ヒートポンプ給湯機の指定: 品番を指定しない 効率(JIS効率): 2.7 昼間沸上げ: 評価しない、または昼間沸上げ形で ふろ機能の種類: ふろ給湯機(追焚あり)

(3) 給湯仕様

設備項目	設備の仕様
F.給湯設備	給湯設備・浴室等の有無 熱源機
	給湯設備がある(浴室等がある) 熱源機の種類: ガス潜熱回収型給湯機 効率(モード熱効率): 83.6% ふろ機能の種類: ふろ給湯機(追焚あり)

(3) 給湯仕様

設備項目	設備の仕様
F.給湯設備	給湯設備・浴室等の有無 熱源機
	給湯設備がある(浴室等がある) 熱源機の種類: ガス潜熱回収型給湯機 効率(エネルギー消費効率): 89.2% ふろ機能の種類: ふろ給湯機(追焚あり)

・配管方式・節湯機器・高断熱浴槽について

悪くなる条件に変更する場合はルートCの変更となります。良くなる条件であればルートA(手数料不要)

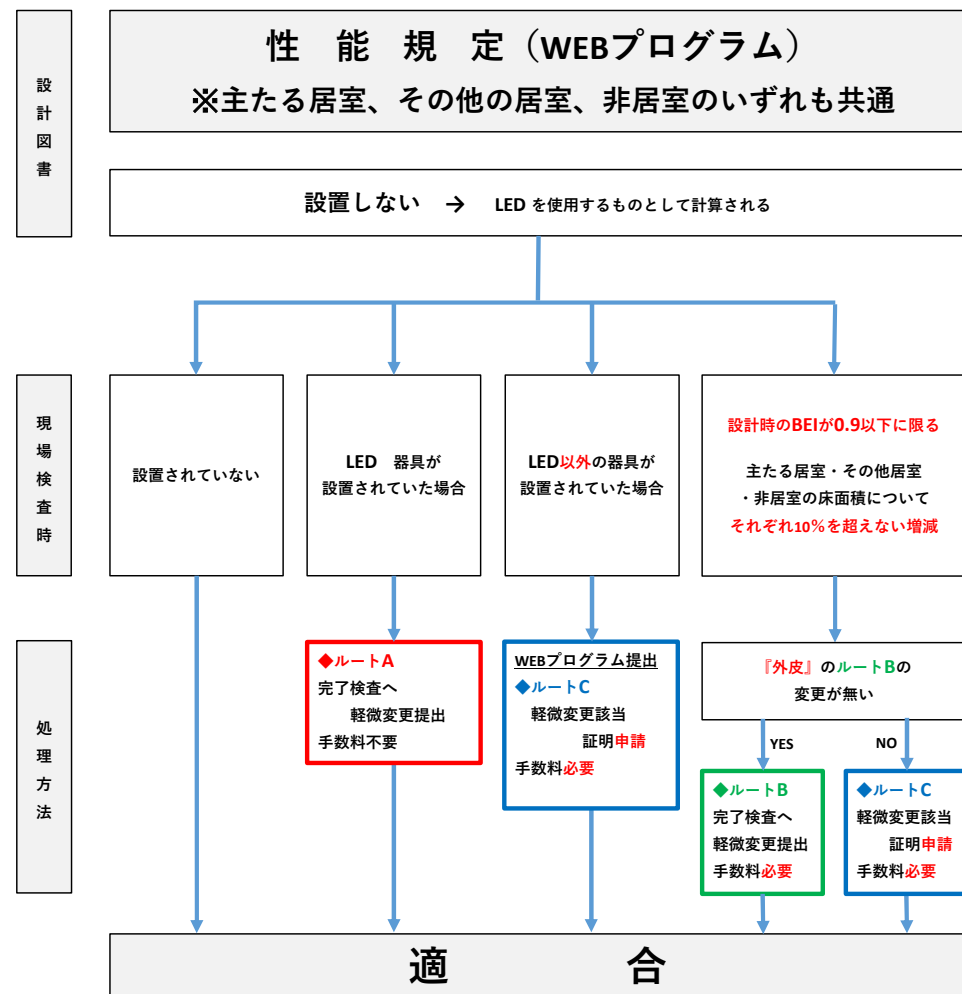
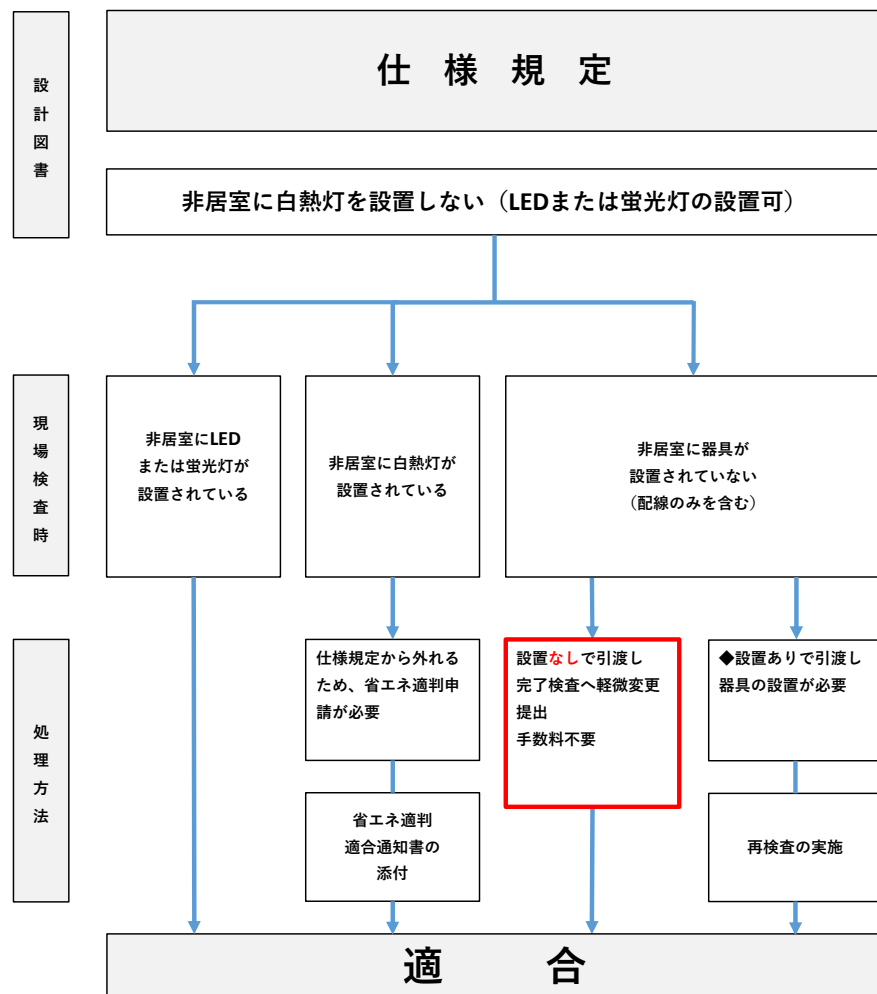
分からなければwebプログラムを求めて設計一次エネルギー消費量の増減で判定してください。(増はルートC、減はルートA(手数料必要))

エネルギー消費効率

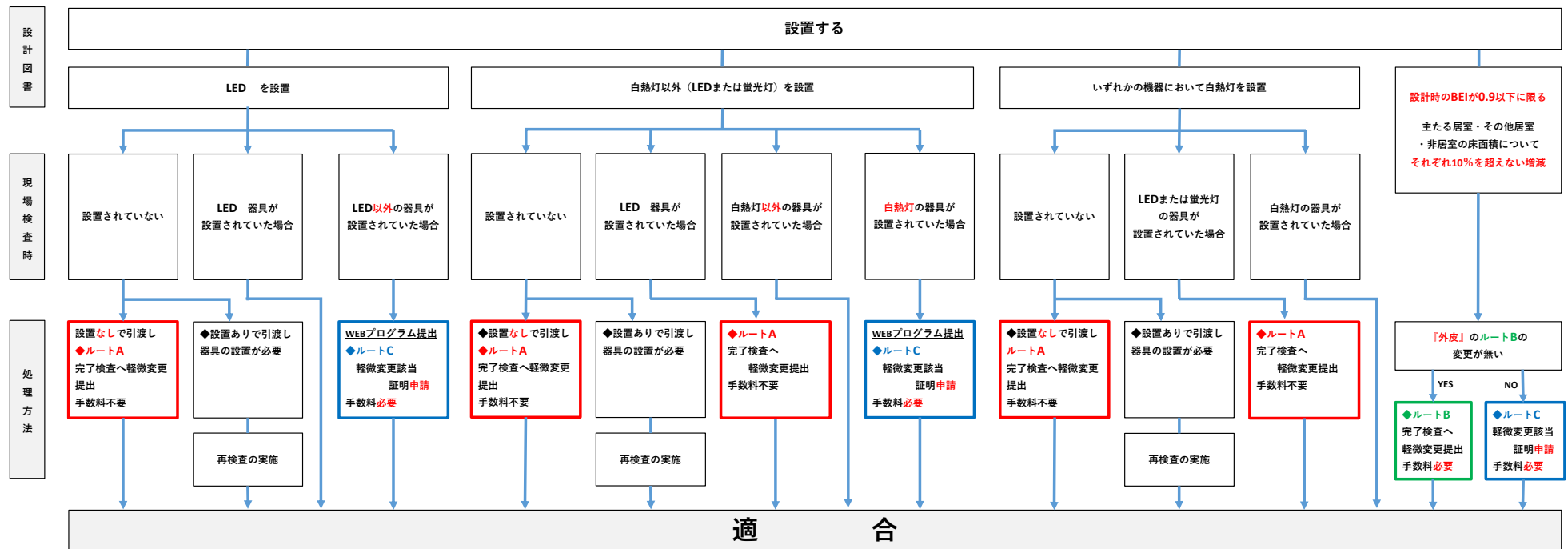
悪

良

配管方式 : 評価しないor先分岐方式 → ヘッダー方式 → ヘッダ方式(配管内径13A以下)
節湯機器 : 2バルブ水栓or評価しない → シングルレバー → 節湯A1・節湯B1・節湯C1
高断熱浴槽 : 評価しないor設置しない → 高断熱浴槽を設置する



照 明 設 備	性 能 規 定 (WEBプログラム) ※主たる居室、その他の居室、非居室のいずれも共通
---------	---



多灯分散照明方式
調光制御
人感センサー
を評価している場合の変更

悪くなる条件に変更する場合は**ルートC**の変更となります。良くなる条件であれば**ルートA**（手数料不要）
 分からなければwebプログラムを求めて設計一次エネルギー消費量の増減で判定してください。（増は **ルートC**、減は**ルートA**（手数料必要））

エネルギー消費効率

悪 ←————→ 良

多灯分散照明方式	：評価しないor採用しない	⇒ 採用する
調光制御	：評価しないor採用しない	⇒ 採用する
人感センサー	：評価しないor採用しない	⇒ 採用する

